

北九保地地第709号
平成30年9月21日

居宅介護支援事業所 管理者 様
訪問サービス事業所 管理者 様
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
地域支援担当課長 丹田 智美
介護サービス担当課長 藤富 誠吾

介護予防・生活支援サービス事業に関する加算の改定について（通知）

平成30年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり改定いたしました。

については、改定内容等にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

(1) 訪問型サービスに関するもの（添付資料：別表1）

ア 生活機能向上連携加算の見直し

イ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等の見直し

(2) 通所型サービスに関するもの（添付資料：別表2）

ア 生活機能向上連携加算の創設

イ 栄養スクリーニング加算の創設

2 施行期日

平成30年10月1日

3 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について 要綱は、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

4 加算の届出について

申請の方法及び期日については、添付資料のとおりです。

【問い合わせ先】

地域福祉推進課 電話 093-582-2060

介護保険課 電話 093-582-2771

別表 1

| 改定内容 | 現行 | 改定後 | 施行期日 |
|--------------------------------------|--|----------------------------------|----------------|
| 生活機能向上連携加算の見直し | 100単位/月 | (I) 100単位/月 (新設) (II) 200単位/月 | 平成30年 10月1日 |
| 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬について建物の範囲等の見直し | 「養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る」 | 算定要件中、左記部分を削除 | 平成30年 10月1日 |

別表 2

| 改定内容 | 改定前 | 改定後 | 施行期日 |
|----------------|-----|---|----------------|
| 生活機能向上連携加算の創設 | — | 200単位/月 (新設) *運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月 | 平成30年 10月1日 |
| 栄養スクリーニング加算の創設 | — | 栄養スクリーニング加算 5単位/回 (新設) *6月に1回を限度 | 平成30年 10月1日 |

*加算届出について

(事前に市介護保険課に届出が必要な加算は、予防給付型通所サービスの生活機能向上連携加算です。)

平成30年10月に算定する加算については、平成30年10月15日(月曜日)までに加算届を提出すれば、特例的な取扱いとして、平成30年10月1日に遡って算定することとなります。

※ 加算届の提出期限日 平成30年10月15日(月曜日) 期限厳守

※ 加算届の申請様式 北九州市ホームページ参照
(平成30年10月1日掲載予定)

【留意点】

- ・この取扱いは10月に算定する場合のみの特例的な取扱いとなりますので、11月以降の算定については通常通りの提出期限内にご提出ください。
- ・従来どおりの加算については、特例的な取扱は適用されませんので、通常通りの提出期限内にご提出ください。